

## 行政連絡区に関する規則（案）の制定について

### 1 行政連絡区に関する規則（案）制定のコンセプト

基本協定に基づいて住民自治協議会が担当する必須・選択事務以外に市が直接に行政連絡区と協力し合う事務が存在する。

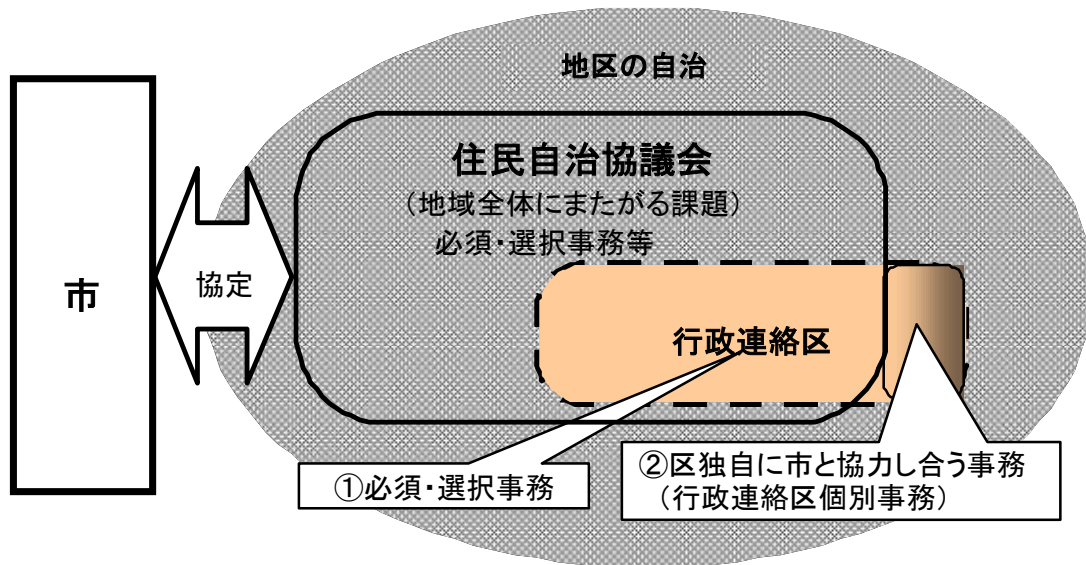
#### <例示>

住居表示の実施、投票所の変更、通学区域の変更、街路樹愛護活動報奨金、ごみ集積所の設置、水門の管理 など

組織としての行政連絡区と市の関係の明確化

人への委嘱ではなく、組織としての法的位置付けを明確にすることにより、従来の委嘱との差別化を図る。

#### <行政連絡区個別事務のイメージ>



### 2 行政連絡区に関する規則（案）の概要

- (1) 住民自治協議会の地区代表性を阻害しないものにする。
- (2) 行政連絡区の代表者である区長の存在を担保する。
- (3) 住民自治協議会が担当する必須・選択事務以外に市が直接的に行政連絡区と協力し合う必要がある事務 (行政連絡区個別事務) があることを明確にする。
- (4) 従来明文化されていなかった各行政連絡区の名称を明確にする。

### 3 長野市行政連絡区に関する規則（案）

別紙1のとおり

### 4 他に予定している制度

(1) 行政連絡区代表者への記章貸与要綱の制定

- ・従来明文化されていなかった区長バッジの貸与に関して、行政連絡区に関する規則（案）の中で規定し、詳細は要綱で定める。

(2) 行政連絡区代表者への市長メッセージの交付

- ・従前の委嘱書[事務上の命令書（上下関係）]に替わり、市長からのメッセージ[対等（平等）関係での協力依頼]を交付する。

長野市行政連絡区に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、住民の福祉の増進と行政の効率的な運営を図るため、市と協力して行政連絡区個別事務を行う行政連絡区を整えることに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「行政連絡区個別事務」とは、長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成21年長野市条例第2号）第4条の規定により市と住民自治協議会とが協働して行う事務以外の事務で、市と一定の区域に居住する者で組織された団体とが互いに協力して行うことを必要とするものをいう。

（設置）

第3条 行政連絡区を新たに設置したときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

2 行政連絡区個別事務を円滑に行うため、行政連絡区に代表者を1人置くものとする。

3 市長は、第1項の届出を受理したときは、行政連絡区の名称その他の事項を告示するものとする。

（記章）

第4条 市長は、別に定めるところにより、代表者に記章を貸与するものとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（長野市区長設置規則の廃止）

2 長野市区長設置規則（昭和62年長野市規則第3号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の長野市区長設置規則（以下「旧区長設置規則」という。）第1条の規定による区長を置いている行政区域については、施行日に第3条第1項の規定により行政連絡区の新たな設置の届出があったものとみなす。この場合において、当該行政連絡区の代表者は、施行日の前日に旧区長設置規則第3条第1項の規定により市長の委嘱を受けている区長とする。